令和４年度 第２回京丹後市美しいふるさとづくり審議会

会議録

１．開催日時

令和４年 12 月 23 日（金）午後１時 30 分～午後３時 30 分

２．開催場所

京丹後市役所峰山庁舎 201、202、203 会議室

３．出席者　＊オンライン出席

＜審議会委員＞

奥谷委員、吉岡委員、荒田委員、川崎委員、木原委員*、廣瀬委員、増田委員、和田委員

＜アドバイザー＞

片山課長*（京都府丹後保健所環境衛生課）

＜事業者＞

国際航業株式会社

＜事務局＞

生活環境課　志水課長、宇野室長、中山課長補佐、給田係長

４．次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）議事

①京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業の報告

②京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）の検討について

③美しいふるさとづくり審議会風力発電所先進地視察の実施報告について

（4）その他

（5）閉会

５．公開又は非公開の別

公開

６．傍聴人

あり（６名）

７．要旨（議事経緯）

以下のとおり

■開会

事 務 局：　ただいまより、令和４年度第２回京丹後市美しいふるさとづくり審議会を開催させていただきます。

　本日はご多用の中、ご参集またオンラインでのご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております市民環境部生活環境課長の志水と申します。

　本日は、部長の柳内が私用で不在のため、代わりに司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、開会にあたりまして、奥谷会長よりご挨拶をいただきます。奥谷会長、よろしくお願いいたします。

会　　長：　皆さんこんにちは。本日は、12 月の師走の大変お忙しい中、それから大変寒くなりまして、雪が降るのかと心配したところでしたが、何とか今のところというところですが、皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。

　審議会では、11 月４日に三重県度会町の風力発電所視察ということで、皆さんお忙しい中、また遠方まで行っていただきまして本当にありがとうございました。

　今日はその報告も後であるようですが、やはり何事も現地に行って、見てみるというのが大事だなというふうに思ったところです。京丹後市で計画されている風力発電のように、尾根沿いに風力発電が建っておりましたが、やはり地形や地質の違い、或いは住民の方が生活をされている生活エリアとの距離ですとか、そういったことが違うということがわかったかと思います。

　本日の審議会では、既にご案内の通り、こうした環境とか生活の影響が無いように配慮しながら、再生可能エネルギーの導入を促進していくためにはどうしたらいいのかということで、一つはその仕組みといいますか、手段としてのゾーニング。それからもう一つは、太陽光発電等の設置についての条例を作ってはどうかということで、今日の審議会で皆様方のご意見を承りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局：　ありがとうございました。ここで本日の審議会の成立について確認をさせていただきます。本日は木原委員がオンラインでのご参加です。また、畑中委員と俣野委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますが、京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第 16 条第２項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることをご報告いたします。また、本日は片山アドバイザーにもオンラインでご参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは議事に入ります前に、本日の流れを少しご説明いたします。本日ですが、まず初めに、前回７月に開催しました第１回審議会において、令和４年度と５年度の２ヵ年をかけて取り組む事業ということで説明いたしました市が実施します再生可能エネルギー

の導入に向けたゾーニング事業ということで、本事業の業務委託先であります国際航業株式会社さんより事業の経過報告をさせていただくこととしております。

その後、近年、全国的にも導入が進みます太陽光発電設備について、本市も例外ではない中にございまして、設置等の適正化による環境保全でありますとか、防災や安全性の確保と地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図ることを目的としました条例の制定をしていきたいというふうに考えております。その条例案につきまして、皆様のご意見をいただきたいということでございます。

そして最後に、先ほど会長からもございました 11 月４日にご参加いただきました三重県度会町での風力発電所先進地視察の実施報告を事務局からさせていただき、その後に参加いただきました委員の皆様から、ご感想などをお聞かせいただけたらというように考えております。

なお、本日の議事資料につきましては、事前にお送りさせていただいております。

まず、資料１でございます。こちらは、ふるさとづくり審議会委員の名簿ということでございます。

次に、資料２としまして、「京丹後市再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業」ということで、資料を事前に送付させていただいておりましたが、本日一部差し替えということで、お手元に資料の方をご用意させていただいております。資料の差し替えということでお願いいたします。

あと、事前に送付しております「風力発電所先進地視察の実施報告書」ということで、資料４がございます。

また、本日お配りをさせていただいております先ほどの資料に加えて、資料３ということで、「京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案)」ということでお配りしております。

以上の資料をお配りしておりますが、皆様のお手元にすべてございますでしょうか。もし無いようでしたら、挙手いただければと思いますが、よろしいでしょうか。もし何かございましたら、事務局にお伝えいただければと思います。

ここからは､京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則第 16 条の規定によりまして、議事進行を奥谷会長にお世話になりたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

会　　長：　それでは皆さん、よろしくお願いいたします。

本日もスムーズな議事の進行をお願いしたいということと、それから今ご説明いただいた資料を見ましても、非常に難しい専門的な用語もございますので、どうぞ忌憚なく、ご質問やご意見をお出しいただければと思っております。

まず議事に入ります前に、会議録の確認者を１名、指名させていただきます。

これまでの流れから、資料１の名簿順ということで、前回は荒田委員にお願いしましたので、今回は川﨑委員にお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング事業の経過報告に入っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事 務 局：　今日の審議会ですが、大きく議題が３つございまして、前段の２つにつきましてはゼロカーボン推進室所管の事務事業の関係になって参りますので、私の方からはこの位置付け的なことをご説明させていただきたいと思っております。

まず１つ目のゾーニング事業の報告に関してでございます。こちらにつきましては、７月に開催させていただきました第１回目の審議会において、国庫事業の採択をいただいたということで、皆さんにご説明をさせていただいております。その後、業務実施事業者の選定を行わせていただき、10 月に国際航業株式会社さんの方にお世話になるということで契約させていただいております。その後、既存資料の収集ですとか既存データの収集をさせていただいておりまして、今日はその進捗状況という形で皆様方にご報告させていただきたいと思っております。こちらのゾーニング事業につきましては、今年度と来年度の２ヵ年をかけて実施していく予定にしております。

前回の審議会でも少しご紹介させていただきましたこのゾーニング事業ですが、大きく京丹後市全体を対象にゾーン分けをしていきます。そのゾーンとしましては、保全エリアとして保全すべきと考えられるエリア、再生可能エネルギー事業を実施していくにあたって調整が必要なエリア、そして、その中で、再生可能エネルギーを促進していこうというエリアがございます。この促進していこうというエリアにつきましては当然、地元の方々の合意形成を図っていくということになってこようかと思いますが、こちらを時系列で、今後進めていくというような作業になっております。

現在は環境保全に関して、守るべき特徴的な自然環境を含めて調査を行い、実態を把握させていただいているところでございます。この調査につきましては、今後も進めていくということで、現在の状況について、業務受託者の国際航業株式会社さんからご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

事 業 者：　私、国際航業の小松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどご紹介いただきましたように、私どもの方で、京丹後市さんから業務委託を受けまして、今年の 10 月から業務を実施してございます。まだ、10 月からでございますので、データを集め出したばかりでございます。先ほどお話があった保全エリアですとか、調整エリア、そういったものの具体については、まだまだ決定していない段階ではございますが、まずはどんなことをやっているのかということをイメージしていただくために、本日はご説明させていただければと思っております。

そうしましたら、お手元の資料の資料２、こちらのＡ４縦になっている資料ですね、こ

ちらの方で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆資料２に沿って説明

会　　長：　事務局の方から、ゾーニング事業に取り組む意義ですとか、ゼロカーボン施策における位置付けについて説明がありまして、その後、事業者さんの方から、現在のゾーニング事業の経過報告をしていただきました。

今の説明につきまして、ご意見、ご質問があればどうぞ。

事務局からどうぞ。

事 務 局：　改めまして少し補足という意味で、もう一度ゾーニング事業について確認をさせていただきたいというふうに思います。

この事業は、京丹後市全域を対象にさせていただいているということで説明をさせてもらっているわけですが、このゾーニング事業を実施するそもそもの目的ですが、何度か言葉で出てきております再生可能エネルギーを促進していくエリアを最終的にあぶり出していく作業ということでご理解をいただけたらと思っております。

この事業をやる上で、まずは保全すべきエリアを区分けしていくわけですが、これはあくまでも事業上、事業実施上の区分けでございまして、その保全という言葉が、土地利用にまで及んでくるものではないということでご理解いただけたらと思います。

最終的にあぶり出された促進をしていこうとするエリアに関していうと、例えば、今、市長意見をご審議いただいておりますが、環境アセスでいうと、配慮書段階の簡略化であったり、例えば補助事業の対象になる事業であれば、補助率が割り増しになったりですとか、促進エリアで事業を行うことで、様々なメリットが出てくるということが、国の制度として用意をされ始めておりますので、そのために促進エリアを各地域が抽出していくというような作業になっております。

現在は、まず第１段階ということで、保全すべきエリアというところで網掛けをさせていただいているところですが、こちらにつきましても、例えば、図面の中にありました保安林みたいなところで言いますと、例えば、水源涵養としてしっかり守っていかないといけない保安林もあれば、活用をしていくという意味のレクリエーション的な保安林もあり、そういったところは今後、濃淡をつけていく形になっていこうかと思います。ですので、そういった部分も今後の作業になってきますので、その上で、ご質問をいただけたらというふうに思っております。

それから、今後のゾーニング事業に当たりましては、地元の声ですとか、ご意見をきちんと聞くようにということで、会議体のようなものを設けて実施をしていくようにということが、この事業上の要件として定められております。その一環として、この審議会の中でも、一つの会議体としてご議論いただこうということでございます。本日傍聴されております方の中で、もしご意見やご確認事項があれば、ご質問していただけたらと思ってお

ります。まずは、審議会委員の皆さんからのご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会　　長：　事務局からの説明でしたが、どなた様からでもどんな内容でも、わかりにくかったところなど、ご遠慮なくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

副 会 長：　失礼します。副会長をさせていただいております区長会選出の吉岡です。国際航業さんにお尋ねしたいのですが、資料の５ページにありますゾーニングの定期的な導入の見直しというところで、マップを重ねて作るというイメージは大体わかるのですが、今回の調整エリアや保全エリアの資料をお作りいただいたのは、そもそも既存の環境省や諸省庁のデータを使っておられるということはわかるのですが、例えば航空写真を撮られたとか、調査をされた手法といいますか、どうやって作られたのかといった方法的なことが少し補足としてご説明いただければありがたいと思います。

事 業 者：　今回ですね、基本的にゾーニングに用いる情報につきましては、先ほども少しお話ししたが、既存情報を収集整理することを中心に情報を集めております。

　京丹後市全域で新たに調査をして情報を取得するというのは、かなり膨大な調査が必要となりますので、まずは基礎情報の収集を行っております。

　それに対して不足する項目、特に生物の情報ですとか、そういったかなり限られる情報は、なかなか公になっていないものもございますので、こちらについては、有識者の先生方に現在ヒアリングを行っております。

　従いまして、本日のゾーニング情報の中には、まだその情報は含まれておりませんが、今後、個別に情報をいただいて、例えば、コウノトリがどこで営巣しているのか、どこで餌を食べているのか、そういった情報も重要になりますので、そういったものを個別に追加して重ね合わせることで、最終的な保全エリアなり調整エリアの図面に仕上げていきたいというふうに考えております。基本は基礎情報の収集整理でございます。

会　　長：　他にいかがでしょうか。どんなことでも結構ですが。

副 会 長：　事前に事務局からお配りいただいたこの資料ですが、一通り目を通しまして、属性情報ということで、何が多い、これが多いということですが、これは一般的な部分で、例えば、ヒグマとかは多分いないだろうなと思うのですが、一般的に全国でこういう作業をされる時の物差し的なデータ資料を示されているという理解でよろしいでしょうか。

　あと、ニホンジカはいるのでしょうが、カモシカはたぶんいないだろうとか。ハチクマみたいな鳥もね、多分いないだろうと思ったり、そのようなことでございます。

　あと、勉強不足で大変恥ずかしいのですが、ポリゴンデータという聞きなれない文言がありまして、このポリゴンデータという意味をご説明いただければありがたいです。

事 業 者：　はい。耳慣れないデータの種類も記載させていただきまして申し訳ございません。

　お手元の資料２のですね、まず５ページを見ていただければと思います。今回どういっ

た情報を集めたのかということですが、大原則といたしまして、実は環境省さんの方で、これは風力発電のものですが、ゾーニングのためのマニュアルというのが、以前から作られております。

今回は風力発電と太陽光発電を中心に考えていくわけですが、まずはこのゾーニングマニュアルにおいて、ある程度、どんな情報を集めればいいですよ、参考になりますよという、基準のようなものが示されておりますので、現在はそれをベースに情報を収集整理しております。

それにプラスして、当然コウノトリの情報などは、この地域特有のものになりますので、より多く集めたいということになりますので、有識者の先生方にお話を聞きながら情報を追加で集めているというところでございます。

それとポリゴンデータとポイントデータ、それからラインデータという言葉が出てきていると思います。ポイントデータというのは点のデータで、座標を持っているある位置のデータになります。それからラインデータというのは線のデータ。ポリゴンデータというのは面のデータ、エリアですね、このエリアについての情報を持っているというような形で、面のデータについてポリゴンと呼んでございます。

以上でございます。

会　　長：　傍聴者の方のご質問はお受けするということでよろしいでしょうか。

では、ご発言をよろしくお願いします。

傍 聴 者：　宮津市から来ました。よろしくお願いします。

この横の表データで、動物の欄でイヌワシとか渡り鳥のデータが空白になっています。備考欄を見ますとゾーニングの対象外とするということが記載されていますが、メッシュデータであるためということの意味がよくわからないです。コウノトリについては、保全エリアということで、緑が塗られているということになっていますし。

私たちからすると、同じように保全エリアとすべきではないのかなというふうに思ったりするのですが、なぜ空白になっているのか、その辺を説明いただけたらと思います。

事 業 者：　おそらく１枚目のイヌワシ、クマタカの生息分布から中大型哺乳類分布情報。この辺の５つの情報について、白抜きになっているのはなぜかという、そういうことでよろしいですか。

実は、この白抜きになっているデータについては、日本全国で環境省さんがデータを整理されております。実はですね、京丹後市のここに猛禽類が棲んでいるよとか、ツキノワグマが棲んでいるよという細かいデータはありませんでして、メッシュ状のデータになります。具体的には 10 キロ×10 キロの範囲に棲んでいます、棲んでいませんといったようなデータになっておりまして、京丹後市でいいますと、このメッシュが２つ、３つ掛かるかどうかぐらいになっております。非常にざっくりしたデータになりますので、これをも

って、そこにかかっているからといって、保全エリアにする、しないとかいうには、少しデータが粗すぎるということから、今回のゾーニングには使わないでおこうというように考えました。

ただし、先ほどご指摘があったようにイヌワシやクマタカが棲んでいるところを守らなくていいのかという事になります。従いまして、そこについては現在、鳥の専門家の先生のお話を聞きまして、実際にもう少し詳しいデータはないでしょうかというような形で、詳しいデータがあるものについてはご提供いただいている。無いものについては、ではどういう観点で保全エリアを考えれば良いでしょうかというご相談をさせていただいているところでございます。

全く無視しているわけではございませんので、ご了解いただければと思います。

会　長：　ありがとうございました。傍聴者の方、よろしかったでしょうか。

傍聴者：　はい。

会　長：　今の質問に関連して、事務局なのか事業者さんなのかわかりませんが、仰られたように今挙がっているデータというのは全国的に代表的なものであったり、省の方から示されたもの、或いは法令等で示されているエリアですが、そこに載っていない個別の地域事情というのが必ずあると思います。自然環境についてもそうですし、文化なんかは指定されていない地域の文化というのが非常に多くあります。また、京丹後という地域は、今では廃村や廃寺になっていたりですとか、そういう文化がたくさんあるところでして、そういった地域事情といいましょうか地域の情報というのは、このゾーニングも含めて、どういう形で盛り込まれていくものなのでしょうか。今、専門家の方ということでしたが、今ご質問いただいたような一般住民の方からの声を、ここに盛り込めるのかどうなのかというのはいかがでしょう。

事業者：　まず、地域独特のそういった文化ですとか、そういったものについてでございます。

現在、景観ですとか、そういった形で具体的に目に見えるものについてはある程度データを収集してございます。さらに、観光地ですとか、人と自然との触れ合いの活動の場、こういった情報についても現在収集しています。

従いまして、お祭りですとか、そういったイベントみたいなものはある程度集められているのですが、まだまだそれらについても十分ではございませんので、それらの情報というのは今後、特に地域住民の方、ステークホルダーの方とお話をして、合意形成をしていく段階で、よりもう少しそういった情報についても集めながら、保全エリアや調整エリアのブラッシュアップに利用していくことになると考えてございます。まだまだそこについては、現状十分に集められていないという状況でございます。

会　長：　どうもありがとうございました。事務局からどうぞ。

事務局：　風力発電の配慮書段階でも、地域の特徴的なことで守りたいと思っているよう事柄を

どう拾っていくのかということで、課題になっていた点かと思います。

このゾーニング事業では、なかなか難しいところがあって、地域を面的に見させてもらっている、全体を見させてもらっているという観点もございまして、例えば廃村でいうと、廃村を保全区域にした場合、既存の地域は保全区域にしなくていいのかという議論にもなってきます。このため、廃村でいうと、特段、保全に関して見させていただいている部分は、今のところないという状況です。

文化に関して言いますと、今、ご説明があった通り、一応、地域のご意見をいただきながら事業をやることで、やっぱり影響が出るようなところがあれば、そこはきちっと見ていかないといけないということになってきますので、それは今後の話の中で濃淡をつけさせていただく予定にしております。

あと災害のことに関していいますと、地域防災計画というものを京丹後市の方で立てております。京丹後市は６町が合併した市になるのですが、各６町の中で、過去に起こった大規模な災害についてはその計画の中に書いてあります。事業者さんには、それらを拾い上げて、ゾーニングマップの中に属性データとして反映していただくよう依頼させていただいております。

できる範囲でそういったことは拾っていこうというように考えております。

会　長：　環境配慮書の議論と同じように大変な作業かなと、正直なところ思います。真剣にやろうとすると、今ありましたように、廃村だからもうそこは建ててしまっていいということになると、実は調べられていないような石仏が、中世の石仏であるとか、そういったものが残っているわけですよね。ですから、そのあたりは、やはりどこまでヒアリングで地域住民の方のご意見を聞いていただけるかというのが、大事になってくるのかなというように思いますので、一度に面的にという形でゾーニングしてしまうということには少し躊躇しながら、丁寧にやっていく必要があるのかなというふうに思いました。

他にいかがでしょうか。

副 会 長：　廃村という言葉にちょっと反応しまして、実は私も住んでいたところが廃村になっております。今は誰も住んでいないのですが、そういうところは丹後半島にはたくさんあります。住んでないのですが、そこにはご先祖様の墓があったり、お宮さんがあったり、そういうものが、まだ小さいものがたくさんあります。お祀りもされておらず苔むしているような仏様もおられるのですが、そのことを大事にしている元そこの住民であったり、そのご子孫であったりとかはやっぱりおられるので、何が何でも保全をということを言うつもりは全くないのですが、これからの計画づくりであったり、作業の中で、そのあたりの関わりがある者もいるということは、ちょっと丁寧に、捉えていただければということでございます。

会　長：　そうですね。この進め方がやっぱり大事なところかなと思っておりまして、事業者の方

だけにお任せするというのはやっぱり限界があるし、専門家の方もすべてのことをご存知ではないですから、個別の地域の自然環境の状況ですとかね、やっぱりそれを聞く仕組みというのが少しいるのかなと思っております。

アンケートは今年発送、１月末には出揃うということですが、やはり何かちょっと事務局の方で、そういう個別の地域の事情を聴くような仕組みについて、ご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

事 務 局： 事業者さんの方とも話をさせていただいておりまして、今年度については難しいかもわからないですが、来年度の追加調査のような項目の中で、例えば区長会ですとか、各地区の代表者さんの方に、例えば促進したい部分で遊休地等があればお伺いできればと思っておりますし、併せて守っていきたいエリアについても、お話としてお伺いができたらなと思っております。

会　　長： ありがとうございます。少し安心しました。

オンラインで参加の委員の方はいかがでしょうか。委員、お願いします。

委　　員： ゾーニングに関しては今後時間をかけてということですので、具体的な中身というのは、また一緒に議論させていただき、勉強させていただきたいと思います。

京丹後の審議会に先立って、京都府の方でゾーニングに関する検討が行われて参りまして、そこに私も委員として参加しておりましたので、少しその雰囲気についてご紹介、ご報告をさせていただきたいと思います。

京都府での検討と、市町村の検討というのは役割が異なっております。ご承知のことかと思いますが、国と京都府が行うのは、ネガティブゾーニングというところです。市町村は、ポジティブゾーニングを行うということで役割分担がなされているというところで、基本的には京都府はネガティブゾーニングに関しての検討を行ってきたというところです。

議事録を見ていただければ、おわかりいただけるかと思いますが、自然環境保護とか災害とか様々な専門家の方が入って議論されたのですが、口々に皆さんが共通しておっしゃったのはこのままではいけないと。気候変動での自然災害が激甚化しており、かつエネルギーというのがほぼ使えなくなっている。これにどう対処するかというのは本当にかなり厳しい課題なので、これに本気で取り組まなければいけない。京都府が作るのはネガティブゾーニングだけれども、だから、京都府としては当然ネガティブなことを書くのですが、私が言ったわけではなく、委員から口々に言われたのが、この制度の目的は、再生可能エネルギーを普及させて気候変動をできるだけ抑えて、自然災害を減らすということ、そして京都府で使うエネルギーを確保していくということでした。

これに関して、このまま放っておくと、このネガティブゾーニングに関する京都府の話が市町村とか住民の方にかなりネガティブに受け取られかねない。そこは丁寧に説明をし

て、この趣旨というのは、再生可能エネルギーを促進するためのプログラムだということをお伝えしなければならないのではということが、かなり多くの委員さんから強く言われたということです。

再生可能エネルギーについて、とにかくアクセルを踏めばいいというものではありませんが、ブレーキを踏んでいると間に合わずに、もう災害を止められない、地域で使うエネルギーが無くなってしまう。この懸念というのがかなり強く示されて、住民の合意形成というのが非常に大事ですので、進めていく中で、再エネを最大限増やしてくにはどうしていかないといけないのか、ということで、検討をしていただきたいということを市町村にも伝えていくべきだというようなことがきちんと議事録にも挙がっていると思いますが、強く語られていたことですので､委員の１人としてもご報告をさせていただくところです。

いろんな合意形成が前向きに行われ、再エネ導入が進んでいくきっかけになればいいなと私も思うところです。以上です。

会　　長：　ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。ちょっと少し時間が迫ってきておりますので、他の委員の皆さん、オンライン参加の方も、いかがでしょうか。

事務局からもよろしいですかね。

それではですね、ゾーニングについての中間報告と質疑につきましては、ここで打ち切らせていただきます。継続してこの問題は、次の審議会でも、経過報告、見守っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではここで、国際航業株式会社様は退席となりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

ここで少し休憩を取ります。25 分から再開しますの、でよろしくお願いいたします。

会　　長：　はい。それでは時間になりましたので、審議を再開させていただきます。

続きましては、京丹後市太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）についてということで、事務局から説明をお願いします。

事 務 局：　条例に関する検討についてということでございます。こちらにつきましても、まず私の方から、この条例の位置づけ等についてご説明をさせていただきたく思っております。参考資料と右肩に書いてある資料をご用意させていただきましたので、ご覧ください。

今回、審議会にお願いしたいと考えておりますのが、審議といいますか、意見照会という形でお願いしたおいというふうに思っております。

この条例（案）について、この後ご説明をさせていただきますので、皆さんの忌憚のないご意見をいただけたらというふうに思っております。その意見をいただく上で、この大前提となる部分について、説明をさせていただけたらということでございます。

こちらは条例になりますので、議会の議決をもって最終的に成立していく話になってき

ます。ですので、きちっと丁寧な議論をさせていただいて、来年の１月にパブリックコメントということで、市民の方から意見を聴取していきたい。その様々な意見をいただく中で作り上げていって、何とか３月の議会に上げていきたいというふうなことで考えております。

この条例（案）につきましては、先ほどゾーニングの話で、ネガティブ、ポジティブという話が出てきておりましたが、全くのニュートラルといいますか、中間地点で捉えていくべき話になってきますので、そういった点に注意して見ていただく必要があると考えております。そういった視点を踏まえまして、私の方からは、その背景について説明をさせていただきます。

参考資料の中で、上２つのところでございます。土地利用の側面、あと再エネ推進の側面がございます。こちらは何かと言いますと、土地利用に関して言いますと土地利用計画法というものがございまして、基本的に開発ですとか開発行為ですね、そういったものに関係してくる部分になりますが、こちらの法律には、土地に関しての規定がされておりまして、主に生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤というふうにされております。このため、土地というのは守るだけではなくて、生産をしていく上での基盤となっているものということで定義づけられているものでございます。

次に再エネの側面ですが、よく言葉では聞かれると思うのですが、再エネ特措法という法律ができて、「ＦＩＴ」という言葉をよく聞くと思うのですが、再エネを活用した電気事業が推進されてきております。再エネ特措法という言葉だけを聞いただけではよくわからないのですが、正式な法律名に直しますと、「再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法」ということになっておりまして、これは、再生可能エネルギーを促進する法律となります。再生可能エネルギーというのは、規制をしていく側面にあるものではなくて、推進をしているものということで、国内では位置付けがなされているということです。

これら二つの生産活動の基盤となっている土地、あと推進や促進が進められている再エネということで、どちらかというと前向きな２つの法律が前提としてございまして、そういったものを行政含めて、しっかりとした手続きの中で、適正に進めていっていただく必要があるということで、今回の条例を検討させていただいているということになります。

条例でどこまで規定できるのかというところでございますが、こちらにつきましては、行政であれば何でも制限をかけていいのかというと、そういうことではないということです。その背景にあるのが、「行政手続き法」という法律になります。この法律で何が言われているのかというと、まず権利の保護、それぞれ国民であれ、行政であれ、それぞれ権利というのは有しているわけですが、まずはそこをしっかりと保護していく必要があるということなので、行政手続きに関してもしっかりと枠が決められていると言いますか、定められたラインがあるということでございます。少しご紹介をさせていただきますと、例え

ば行政手続きにどんなものがあるかということですが、第２条の２、４、６ということで、処分、不利益処分、行政指導といった規定がございます。また、第３条には適用除外という言葉がございまして、こちらが何を表しているかというと、市として出来得る範囲を示しております。先ほどの行政処分を行うに当たりまして、誰が適用除外になるのかということです。わかりやすく言いますと、市としてどこまで制限が掛けられるかという範囲になってくるのですが、公衆衛生、環境保全、防疫、保安そういった公益に関わる事象が発生し、または発生する可能性のある現場において、法律上、直接に与えられた処分、こちらが可能な範囲ということで規定がされております。このため、今ある法律の中で、制限を追加していくことはなかなか難しいということでございます。

これらのことを踏まえまして、どこまで出来るのかという議論があろうかと思いますが、こういった制度的な背景を踏まえていただきながら、この後ご説明させていただく条例（案）を見ていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事 務 局： それでは事務局から、今回条例（案）として制定の準備を進めさせていただきますということで、資料を準備させていただきましたのでご説明させていただきます。

◆資料３に沿って説明

会　　長： ありがとうございました。

条例を１本作るというのは大変なエネルギーが要ることでございまして、説明の方もちょっと長時間になりましたが、丁寧にご説明いただいたかと思います。ありがとうございました。

それでは今の条例（案）の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どんなことでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

オンラインでご参加の方もよろしくお願いいたします。

副 会 長： 条例（案）の中で教えていただきたいのですが、10 キロワット以上のものがこの条例（案）の対象になるということで、第４条を示していただいたのですが、10 キロワット以上というのは、大体何平米ぐらいになりますでしょうか。発電効率とか、新しい技術なり、新しい素材の開発なりで、将来はわからないのですが、概ね今のもので何平米ぐらいというのは説明できますでしょうか。

事 務 局： 正確なことを示す資料はないのですが、大体１キロワット当たり 10 平米から 15 平米ぐらいが基準になるというふうに言われています。

副 会 長： ということは、10 キロワットというのは大体 100 平米から 150 平米。一反が 1,000 平米ですので、１畝か１．５畝ぐらいというような形ですかね。ありがとうございます。

続きまして、もう少しお尋ねしたいのですが、条例（案）の中身は大体今の説明、お示しいただいている内容は理解できました。これは来年の７月からの施行ということですが、既に設置している事業に対しては、どういう扱いになりますか、まずこれからお願いいた

します。

事 務 局：　10 キロワット以上の条例対象の事業者につきましては、先ほどの経過措置のところで申し上げましたが、資料３－３の一番最後の付則の経過措置のところでご説明を差し上げました。

施行日前に設置事業に着手した事業者の事業計画につきましては、設置事業等の届け出がなされた事業計画とみなして、この条例の規定を適用させていただくとしております。

施行日において事業者が実際に有していた場合、既に事業をされていた場合は、計画内容を把握するために必要な報告ですとか資料提出を求めて、あとは立ち入り調査の権限なんかも行使できるというふうにしております。

これら両方の規定の適応を受ける事業者につきましては、施行日後に事業計画の変更を行うということが起きてくる場合があるかと思います。この条例の事業計画の変更、及び工事の届け出の各規定に基づいて、その場合は届け出をしていただくということにしておりますので、改めて最初の届出からしていただくという規定には経過措置ではなっていないということになります。

副 会 長：　５ページの一番下の方の「施行日前に設置事業等に着手した事業者」という表現なので、この通りであれば、既に着手したということですが、既に着手して設置が完了しているという場合もこれに含まれるという理解でよろしかったでしょうか。

事 務 局：　この最後３つの規定につきましては、そのように考えております。

副 会 長：　それから、10 キロワットで線を引いたところは一定資料３－５で説明いただいたのですが、10 キロワット未満が市内には 600 件ほどあって、10 キロワット以上よりも倍近くあるのですが、この辺りに関しては適用外ということでございますね。

事 務 局：　10 キロワット未満は適用外とさせていただいておりまして、実際に認定情報で見ていきますと、ほとんど住宅の屋根に設置するものということになっております。

ただし、10 キロワット以上に対しては、「地域活用要件」というのがこの４月から適用になっていることもあり、本来なら 10 キロワット以上になるものを分割して 10 キロワット以上にならないようにする事業者も出てきていようです。京丹後市内でもそういった事例があるのかどうかまでは把握できておりませんが、まずは、10 キロワット以上で線を引かせていただいたということです。

副 会 長：　わかりました。

会　　長：　どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。オンラインの方よろしかったでしょうか。

委員、お願いします。

委　　員：　現状で、どれぐらい条例案に対して意見を言っていいのかよくわからないのですが、いくつか申し上げますので、何か勘違いしたことを言っていましたら無視していただければ

と思います。５点ほどですが、まず条例がこのように制定されるということについては、私も賛同いたします。

１点目ですが。これが理念条例ではないということを承知の上なので、変なことを言うかもしれませんが、一定の理念を一言でも書き込めないのかなというように思ったところです。例えば、滋賀県の湖南市ですと、これ完全に理念条例ですが、再エネに関する条例の中で、地域の自然エネルギーはやっぱり地域で優先して使って地域のために使われるべきだよねっていうようなことが、条例の中に書き込まれています。すみません、趣旨が違うのだろうなと思いながら思ったところです。

次に２点目です。市の責務のところで、低炭素化という表現が使われていますが、その通りなのですが、脱炭素化と表現できた方が今風かなと思ったりもします。お任せします。

３点目、市民や事業者の責務の部分ですが、規制に関する条例というので入れにくいかもしれませんが、責務として、やっぱり積極導入というのを、もちろん地域を壊さないためにという条件をつけた上での話ですが、責務として入れられないのかと思ったところです。これも理念的な話なので、判断はお任せします。

４点目です。同じところの事業者のところで、原状の環境を損なうことのないようという表現がされていますが、人が何か手を加えたら原状の環境は損なわれてしまうのではないでしょうか。家を建てれば環境を損ないます、道路を作っても同じように環境を損なうのと同じように再エネ設備を作ったら、何らかの環境を損なうことは明らかなので、この表現でいいのかどうか。例えば、「著しく損なうことのないよう」であったり、「大きく損なうことのないよう」といった表現にしておくのが適切ではないかというふうに感じました。

また、同じところで、事業者の責務として、例えば再エネの導入というのが、地域レジリエンスの向上など、地域課題の解決に繋がるものにしなければならない。規制ではなく理念になってしまうので、お任せしますが、そういう話が責務として、方向性として書き込めた方がいいかなという気はしたりしました。

最後にですが、これは質問ですが、既存の屋根につける太陽光発電については対象外ということになっていますが、屋根をそもそも作るソーラーカーポートに関しては、必ずこれからここ 1、２年で増えてくるかと思いますが、これはこの条例の対象に入るのか、入らないのかというところについてお聞きしたいと思います。最後の質問です。

会　　長：　ありがとうございました。５つのご意見については、答えられる範囲でお答えいただいて、質問の回答について事務局の方でお願いいたします。

事 務 局：　まず、理念的な話を入れたほうがいいのではないかということなんですが。理念的な話ということで、地域活用であったり、脱炭素化であったり地域レジリエンスの部分のご意見をいただきました。

もしかしたら、もうお気づきの方もおられるかもわからないのですが、こちらの条例のベースとさせていただいているのが、土地利用に関する開発協議に基づく条例をベースとさせていただいております。

ですので、前段でご説明をさせていただいたのですが、基本的にはネガティブでもポジティブでもなく、定性的な手続き条例という形で捉えていただけたら結構かなというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、責務の積極導入につきましても、タイトルを見ていただいたらわかるかと思いますが、設置等適正化に関する条例という形にさせていただいておりますので、積極導入に関しては、この条例の中というよりは、市の方でロードマップを策定しておりますし、来年度は実行計画を策定していく予定にしておりますので、そちらの方でどんどん盛り込んでいけたらというように思っております。

委　員：　ありがとうございます。

合わせて広報していただくということで是非ともお願いします。

事 務 局：　承知いたしました。

現状の環境を損なわないようにということで、「著しく」というような言葉を入れたらどうかというようなご意見をいただきました。そちらにつきましては、入れさせていただく方向で考えさせていただけたらというふうに思っております。

最後、ソーラーカーポートにつきましても、一応、再生可能エネルギーの設置を第１目的としているものを捉えた条例とさせていただいております。カーポートについては、駐車場という第１目的があろうかと思いますので、そちらにつきましては、建築基準法の方で見ていくという形でご理解をいただけたらと思います。

会　長：　委員、よろしかったでしょうか。

委　員：　ありがとうございました。

会　長：　他にご質問等ございませんでしょうか。

では、私から最後に１つ。他の市町村ではですね、太陽光発電に限らず、大規模な風力とかバイオマス発電施設についても含めて、条例を作っておられる例があるのですが、その点について、太陽光だけにまずは絞られたことについて、何かご意見ありますでしょうか。事務局の方からお願いします。

事 務 局：　もともとは再生可能エネルギー全体を捉えて考えていたのですが、やはりどうしても制度的な無理が生じてしまうといいますか、やはり 10 キロワット以上にしてしまうと、例えばその対象範囲を下側に持ってくることによって、その大規模な方が逆にしっかり見れないというような状況も出てきたりします。条例を作っていく過程で、そういう無理が生じるということもあります。あと、目的をはっきりさせた上で、太陽光の設置に関して、差し当たっては、しっかりと整理をしていくということでご理解いただけたらと思います。

もうよくご存知の話なのですが、大規模な事業に関しましては、別の法律、法令に基づいた手続きがございますので、しっかりとそこを地元行政としては監視、必要な意見を出していくというスタンスで、今も手続き上はできているということだと考えておりますので、そういう区分けをさせていただいたというところでございます。

会　　長：　ありがとうございました。

太陽光発電は、京丹後市において最も導入件数が多いですし、住民の方の生活に近いところで発電されますので、こうした条例をしっかりと整備されるということで理解しました。

他によろしいですか。

副 会 長：　ある区長さんから聞いた話ということでありますが、太陽光発電に関しては、当初の設置者から権利といいますか、所有権、収益を含めた、それを転売されるという事情もどうやらあるらしいです。そうすると、もともと地元の方が、土地の活用なりなんなりで同意していたものが、全く知らないところの所有者に移ってしまって、一体この施設は誰が持っているのかがわからないようになってくるということで、草が生えてきたりということで、若干課題があっても連絡が取れないというようなことが起きているようです。

この場合の対応として、この条例の中で、先ほどあったと思うのですが、譲渡を受けた者が、届け出なければならないというような規定があったかと思いますが、その辺りはそういう判断でよろしいのでしょうか。

最悪はいわゆる、外資に渡ってしまうと、もう全く手が届かないのではないかということで非常に不安を持っておられる区長さんもおられるということがありますので、その辺りの事情を今把握できている範囲でご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

会　　長：　事務局、どうですか。

事 務 局：　そうですね。今条例で規定しようとしておりますのは、転売後の事業者が届け出を出すということにしております。

その中でどういったことを届け出として出すのかというところで、その前の当初の事業者がどういった形で地元の方と約束をされたり、どういった協議をされたかっていうところをしっかりとその届け出後の後継の事業者が引き継いでいるというところを見れるような内容の届出を考えていきたいと思っております。今後、規則の中で見れるような形でしていければと考えております。

事 務 局：　補足ですが、今後、条例に基づく施行規則を作る予定にさせていただいております。その中で、より具体的に変更の届け出に関して規定をする予定にさせていただいております。当然、経営者が変わった場合も届け出が必要になるという方向で考えておりますし、届け出をしていただく。していただかなければ行政指導の対象になります。最終的にできるの

は公表までという形になってこようかとは思いますが、基本的にそこを抑止力として、条例を位置付けていくというような形にはなってくるかと思います。

それから、外資に渡ったりする話というのは、基本的には、個人的な価値感にも関わってくる話になってくるので、何といいましょうか、再生可能エネルギーに限った話ではなくなってきてしまうので、この条例の中でどこまで読み込めるかはまだわからないのですが、そこまでは、想定はさせてもらっていないということでご理解いただきたいです。

会　　長：　委員にお話いただいたように、既にそういう問題が起こってきているということで、今後そういう問題が起こらないように責任者をはっきりとさせて、行政で指導していこうと、こういう位置付けだということですね。

副 会 長：　ありがとうございます。この条例が制定されたら、引き継いだ事業者もいわゆる、市では把握できるということでございますので、情報公開のあり方とかはあろうかと思いますが、地元の方がこのソーラーは誰が持っているんだろうなといった時に、困ったようなことがあったら相談に乗っていただけると、こういう規定といいますかね、届け出業者は把握できるということになると思いますので、そのことはとても良いかと思います。どうもありがとうございます。

会　　長：　どうもありがとうございました。

大分時間経ちましたが、ご質問、ご意見よろしかったでしょうか。

では条例につきましては、以上で審議を終了いたしまして、今後、パブリックコメントが実施されるということですので、そちらの方でもまたご意見をお寄せいただければと思います。

では最後の議題になりまして、11月4日の風力発電所の視察ですね。これにつきまして、事務局の方からお願いします。

事 務 局：　はい。失礼します。

私の方から視察の実施報告ということで、簡単にではありますがさせていただきます。

資料としまして、資料４をご用意させていただいております。

◆資料４に沿って説明

会　　長：　はい。ありがとうございました。今日ご出席の委員の皆さんもご参加いただいた方もあれば、残念ながらご参加いただけなかった方もおられますが、何か付け加えることはございますか。

それとこの実施報告書は、市ホームページで公開されるということのようです。お名前は書いてありませんが、発言が非常に細かく載っております。また、お目通しいただいてお気づきの点等ありましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。よろしいですかね。

事 務 局：　今回視察の関係では、12月の議会において、12月末に審議会をしますので、その中で参

加者からご意見やご感想を伺いますという報告がしてあるところです。もしございましたらお願いしたいと思います。

会　　長：　いかがでしょうか。

副 会 長：　もしかしたらどなたか仰っているかもわからないですが、百聞は一見にしかずっていうのは良くも悪くもあろうかと思います。地元と非常にうまくやっているということは非常に印象的でありました。いろいろな課題があっても、十分な説明、協力、合意、というところで、可能な範囲で前に進めるということができればということでございます。

　これからも丁寧な手続きが要るのかなということは改めて感じましたので、事務局さんはもちろんですし、関係者、私たちもこの辺りは認識しないといけないなというのが、改めての感想でございます。

会　　長：　どうもありがとうございました。

　それではお時間にもなりましたので、本日の審議は以上になりますが、全体を通してのご意見とかご質問があれば、いかがでしょうか。オンラインでご参加の方も大丈夫でしょうか。それではありがとうございました。

　これで一応、審議の方は終わらせていただきますので、事務局の方にお渡しさせていただきます。よろしくお願いします。

事 務 局：　その他ということで、今後ですね、令和４年度の審議会の開催予定ということで、今回第２回目ということで開催させていただきましたが、今後もう一回、年度内に開催させていただけたらと考えております。

　内容としましては、この審議会の所掌事項であります第２期京丹後市環境基本計画の進捗管理についてとなります。また、この計画は2024年度までとなりますので、第３期計画の策定に向けた動きという中でも、お願いをさせていただくこととなります。

会　　長：　ありがとうございました。

　では、全体としてよろしければこれで終了させていただきたいと思います。皆さま方、本日の議事進行につきましてご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

　それでは、事務局の方からよろしくお願いします。

事 務 局：　本日もいろいろご意見をいただきまして、また、ご審議をいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

　ここで、民間の風力発電事業計画につきまして、先週、前田建設工業さんが、市に来庁され、その時に意見交換をさせていただきましたので、その内容につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

　以前、６月の時点では、前田建設工業さんの配慮書の手続きは既に終了しておりまして、次に方法書という段階に入っていくというところだったのですが、計画地の底地の調査に時間を要しているということでございました。このため、報告書についても進められない

ということで、合わせてＦＩＴの申請も見送ったという経過がございました。

その後、どのような動きだったのかというようなこともお話をさせていただきまして、現状９月の時点では、底地の調査については一定の目途がついたということでございました。しかしながら、現状のインフレですとか、また円安といった経済状況が厳しい中で、事業採算性でありますとか、そういった部分、コストの部分も含めてですが、その辺を調査しながら、今後について検討している状況にあるということでございました。

やはり経費が高くなってくる部分もありますし、そこら辺の投資判断を慎重にやっていきたいということで、現状、動き自体は止まっている状況にあるのですが、その辺の検討を進めているところであるということでお話を聞かせていただいたということでございます。

あともう１点、現時点で風況調査をされていらっしゃるのですが、風の強さですね、機器は設置して既に１年ぐらいが経過してきたということでございまして、来年の春ごろを目途にその部分については引き上げる予定でいるということでございます。

今後、その調査結果につきましては、適時、地区等にも共有を図っていきたいということも言っておられますので、その辺も含めてまた今後、ご説明などがあるかなというふうに考えているところです。

現状は、これら２点のご報告ということでございましたので、今後、何か動きがあれば市の方に連絡してほしいというお話もさせていただいているということでございます。現状報告ということで、お伝えさせていただきました。

それでは審議会の閉会にあたりまして、吉岡副会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

副 会 長：　ご出席の皆さま、そしてオンラインでご参加の皆さま、本日は大変ありがとうございました。大変寒い中の開催になりましたが、本日は、ゾーニングのことについて、今年・来年にかけてというふうに、事業者さんからご説明いただきましたし、それから太陽光発電設備の設置等適正化に関する条例（案）を示しご意見をいただいた非常に重要な会議だったと思います。

事務局さんには大変だとは思いますが、市民の皆さんなり、関係者の方の理解が十分に進みますように、引き続きよろしくお願いいたします。

日が差しておりますが、日陰のところではまだ残っている雪が滑り易くなっておりますので、皆さま方、足元に気をつけながら、お帰りいただければと思います。

本日は、大変どうもありがとうございました。

事 務 局：　ありがとうございました。

それでは次回会議につきましては、また日程調整させていただきながら進めさせていただきたいと思います。お忙しい中かと思いますが、引き続きご協力の程よろしくお願いい

たします。

　本日は長時間にわたりありがとうございました。

会議録確認者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿